

情 個 審 答 申 第 3 号

平成22年 9月29日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成22年4月23日付け都活発第106－2号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

まちづくり交付金評価委員会運営要綱（所掌事務）第2条以外の審議内容等の資料等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

[諮問第2号]

別 紙

諮問第2号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、まちづくり交付金評価委員会運営要綱（所掌事務）第2条以外の審議内容等のわかる資料一式（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定（不存在）を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1)本件文書の存否について

まちづくり交付金評価委員会運営要綱第2条所掌事務以外の条項、法的根拠がなければ評価委員の方々が、「私ども委員会はまちづくり交付金事業の個別の事業の中身について踏み込まないという立場にあります。」として、審議を拒否する事は有り得ない。

また、この要綱の法的拘束力から、この委員会で審議すべき項目を提起しているにも拘らず、無視をする以上は、別に法的根拠に基づく審議拒否が行われたと思わざるを得ない。

熊本市長よりの諮問を受けて、まちづくり交付金評価委員会を設置し、運営要綱に基づき第2条の所掌事務の項目に従って審議する為の委員会であり、まちづくり交付金事業（熊本駅周辺地区）モニタリングの趣旨、まちづくり交付金評価の手引きを見ても、審議すべき評価委員会が、市民の意見提出があるにも拘らず、審議拒否を法的根拠もなく審議拒否する委員が、熊本市長から委嘱委任されるとは思われないので、不存在を取り消して、法的根拠のわかる資料を開示して存在を取り消して、法的根拠を提示して戴きたい。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書の存否について

熊本市のまちづくり交付金評価委員会運営要綱において所掌事務は、
第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 事後評価に関する審議
- (2) 今後のまちづくり方策等に係る審議
- (3) その他、事業の目標及び指標の適切性等に係る審議

と規定されており、上記に基づいて審議するものであり、請求者の求めるそれ以外の審議については行わない。

よって、文書不存在としたものである。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、まちづくり交付金評価委員会運営要綱（所掌事務）第2条以外の審議内容等のわかる資料一式に関する文書である。

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

(3) 本件文書の存否について

まちづくり交付金評価委員会の審議事項については、市で設置したまちづくり交付金評価委員会運営要綱第2条だけであり、これ以外のものの存在は認められないものである。

また、一般的に要綱を定めるのに審議しないという事項までは通常定めないから、ないということについて不合理性は認められない。

よって、実施機関の本件文書が存在しないとする主張は、十分合理的であり本件文書は存在しないと認められる。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江	藤	孝
会長職務代理者		荒	木	昭次郎
委	員	大	江	正 昭
委	員	高	木	絹 子
委	員	馬	場	啓

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 2 1 年 4 月 2 6 日	熊本市長から諮問を受けた。
平成 2 2 年 5 月 1 4 日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成 2 2 年 6 月 1 0 日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成 2 2 年 6 月 2 5 日	諮問の審議を行った。
平成 2 2 年 8 月 6 日	諮問の審議を行った。
平成 2 2 年 9 月 2 9 日	答申（案）の審議を行った。